

堺市議会業務継続計画(BCP)

平成30年4月

堺 市 議 会

目 次

1 計画の目的・方針	1
2 議会BCPが対象とする災害	2
3 対象災害発生時の議員の活動原則	2
4 対象災害発生時の議会の対応原則	2
5 対策会議について	3
(1) 対策会議の構成	3
(2) 対策会議の所掌事務	3
(3) その他	4
6 各組織等の関係図	5
7 対象災害発生時の議会の初動対応	6
(1) 議員	6
(2) 議会事務局職員	7
(3) 議員と対策会議、市災害対策本部等との情報伝達	7
8 対象災害時の議会運営について（危機事象を含む）	8
(1) 開会中（会議開催中）に発生した場合	8
(2) 会期中の会議休会時又は閉会中に発生した場合	10

9 会議（本会議・委員会）開催に向けた具体的対応	11
10 その他の各種対応について	13
資料1 安否確認表（様式1）	14
資料2 情報等報告書（様式2）	15
資料3 業務継続にかかる事項一覧	16

1 計画の目的・方針

大規模災害のような市民の生命、身体、財産に被害を及ぼす事象が発生した際、地方公共団体は、災害応急対策や災害からの復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うことになるが、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を抱えている。そのため、行政の執行機関では、このような非常事態であっても優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、業務継続計画（BCP Business Continuity Plan）を策定している。

一方、二元代表制のもと、議会においては、平時に必要とされる議事機関としての議案の審議及び審査を行うこと、市長等の事務執行について監視し政策の効果を適切に評価することなどの機能を維持するとともに、災害が発生した場合には、議員が地域活動のなかで収集した地域情報を市の災害対策本部などの執行機関に伝達するなど、市が災害対応に全力で専念し、応急活動を円滑、迅速に実施できるよう、必要な協力、支援を行う必要がある。また、広域的な視野に立って、関係自治体の議会と積極的に連携することも大切である。

これらのことから、堺市議会基本条例第2条に定めているように、議会として災害等の発生時においても迅速に対応する必要があると認めるものについて、継続してこれを担い、その責務を果たすために、必要な組織体制や議会・議員の役割などを定めた堺市議会業務継続計画（以下「議会BCP」という。）を策定するものである。

※ 堺市議会基本条例

（議会の役割及び責務）

第2条 議会は、二元代表制のもと、次に掲げる役割を担い、責務を負う。

- (1) 議事機関として、議案の審議及び審査を行い、本市の意思決定を行うこと。
- (2) 市長等の事務執行について監視し、政策の効果を適切に評価すること。
- (3) 市政の課題等について調査を行い、政策立案及び提言を行うこと。
- (4) 決議、意見書等により、国又は関係行政庁に対し、意見表明を行うこと。

2 議会は、前項各号に掲げる役割のうち、災害等の発生時においても迅速に対応する必要があると認めるものについて、継続してこれを担い、その責務を負うものとする。

3 前項の規定により継続して担うべき役割及びこれに係る責務に関する計画は、議長が別に定めるものとする。

2 議会BCPが対象とする災害

次に示す規模で、かつ市の災害対策本部、危機管理対策本部、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部（以下「市災害対策本部等」という。）が設置される災害を対象とする。

- (1) 災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生するなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき
- (2) 大阪府に津波警報（津波・大津波）が発表されたとき
- (3) 本市域に震度6弱以上の地震を観測したとき
- (4) 本市域全域にわたる被害、又は特に甚大な局地的災害が発生したとき
- (5) その他議長が議会BCPの適用を必要と認める災害またはその他危機事象、武力攻撃等が発生したとき

※議会BCPが対象とする災害を、以下「対象災害」という。

3 対象災害発生時の議員の活動原則

- (1) 議員は、議事に参与することとは別に、被災した市民の救援や被害の復旧のために、率先して、非常事態に即応した地域の一員としての活動を行う。
- (2) 発生初期においては、混乱状態にあることが予想されるため、当局（市長その他の執行機関をいう。）への要請など議員の活動については、その状況と必要性を見極め、職員が初動体制や応急対応に専念できるように配慮する。なお、必要に応じて被災情報等を、後述する「堺市議会災害対策会議」を通じて市災害対策本部等に伝達する。

4 対象災害発生時の議会の対応原則

- (1) 議会機能を適正に果たすため、議員の安否確認や所在確認を明らかにするとともに、当局と災害情報を共有し、協力・連携体制を整える。
- (2) 議長が議会事務局と調整のうえ、通常対応が可能になるまでの間、議会としての対応を一元化するとともに、当局との協議、連絡、調整等を行うための組織として、「堺市議会災害対策会議」（以下「対策会議」という。）を設置する。対策会議が設置されたときは、構成議員は速やかに参集し、同会議活動に従事する。

(3) 議会BCPが対象とする期間は、対象災害発生から概ね1か月以内とする。
なお、通常対応移行への可否の判断は議長が行い、場合により期間を延長する。

また、通常体制にもどった後の復旧・復興に向けた議会の対応や市災害対策本部等との連携のあり方については、議長が決定する。

5 対策会議について

(1) 対策会議の構成

- ・ 対策会議は、議長、副議長、議会運営委員会委員長、議会運営委員会副委員長及び各会派代表者（交渉会派にあつては会派の代表者とし、非交渉会派等にあつては、当該議員を代表する議会運営委員会委員とする。以下「会派等の代表者」という。）をもって構成する。
- ・ 対策会議は、議長を座長に、副議長を副座長とする。
- ・ 対策会議は、座長が招集する。
- ・ 座長は、対策会議を代表し、その事務を統括する。
- ・ 副座長は、座長を補佐し、座長に事故等があるときは、その職務を代理する。
- ・ 座長、副座長に共に事故等があるときは、次に定める順序によりその職務を代理する。
 1. 議会運営委員会委員長
 2. 議会運営委員会副委員長
 3. 構成議員のうち期数・年齢順の上位から選出
- ・ 会派等の代表者に事故等があるときは、当該会派等の議員が代理する。

(2) 対策会議の所掌事務

- ・ 議員が把握した被災情報等の集約及び市災害対策本部等への提供
- ・ 市災害対策本部等から入手した情報の議員への伝達
- ・ 市災害対策本部等からの依頼事項への対応
- ・ 市災害対策本部等への提案、提言及び要望等の調整
- ・ 国等に対する要望活動の調整
- ・ 関係自治体議会との連携・協力
- ・ 本会議、委員会（分科会を含む。以下の項について同じ。）の開催準備等の調整を含め、議会の機能回復に向けた対応協議
- ・ その他、座長が対象災害対応に必要と認める事項

(参考)

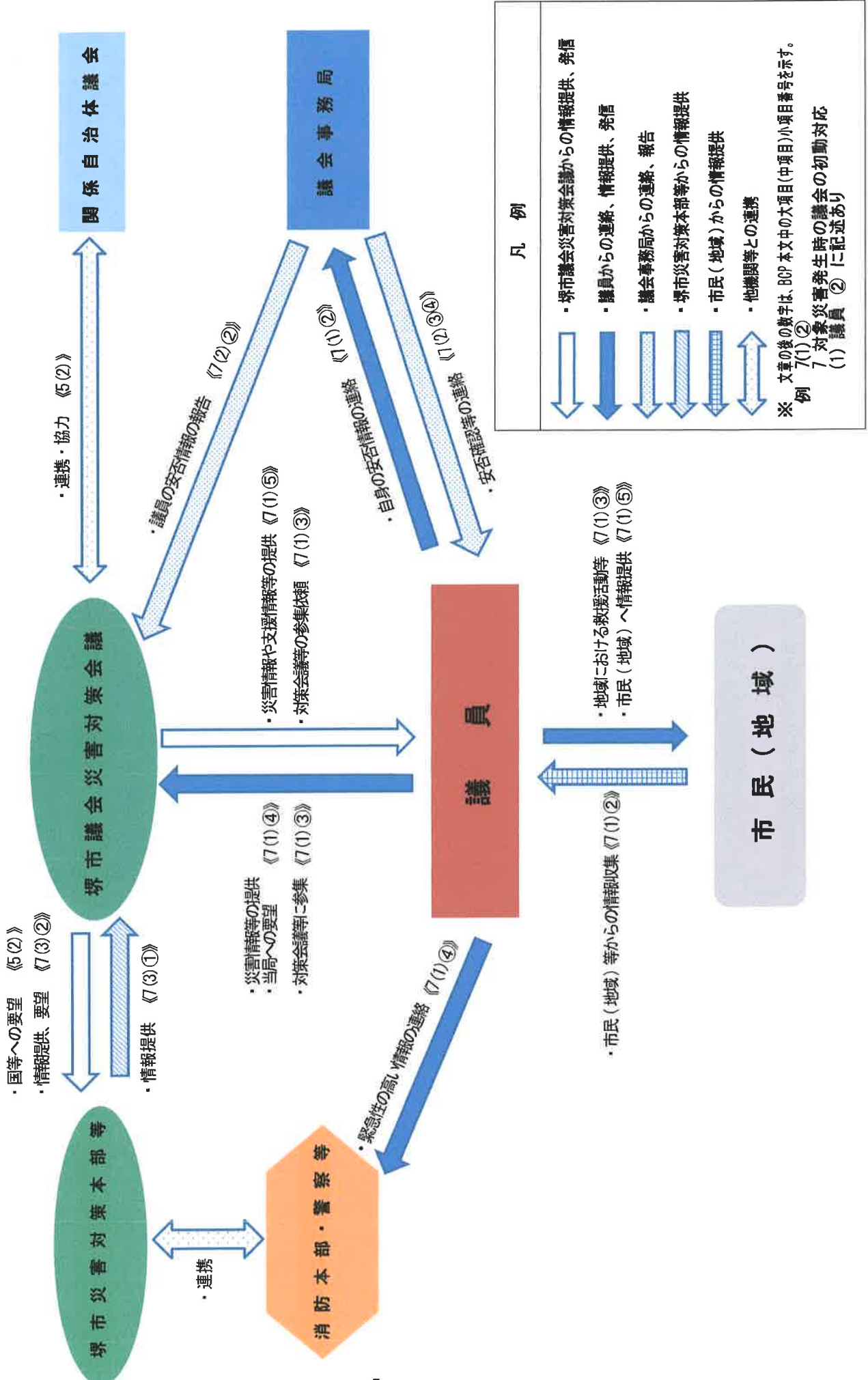
堺市議会災害対策会議組織図

構成議員	議長	副議長	議会運営委員会委員長 議会運営委員会副委員長 各会派の代表者 会派に属さない議員は、議会運営委員会委員
役職	座長	副座長	委員
	堺市議会災害対策会議を設置し、会議を招集し、事務を統括する。	座長を補佐し、座長に事故等があるときは、その職務を代理する。	正副座長ともに事故等があるときは、指定された委員がその職務を代理する。
任 務	次の事務を所掌する。 <ul style="list-style-type: none"> ・議員が把握した被災情報等の集約及び市災害対策本部等への提供 ・市災害対策本部等から入手した情報の議員への伝達 ・市災害対策本部等からの依頼事項への対応 ・市災害対策本部等への提案、提言及び要望等の調整 ・国等に対する要望活動の調整 ・関係自治体議会との連携・協力 ・本会議、委員会の開催準備等の調整を含め、議会の機能回復に向けた対応協議 ・その他、座長が対象災害対応に必要と認める事項 		

(3) その他

上記のほか、対策会議の運営に関して必要な事項は、対策会議で協議して決定する。また、会議の内容を記録する。

6 各組織等の関係図



7 対象災害発生時の議会の初動対応

(1) 議員

① 速やかに自身等の安全確保を行った上で、被災者がいる場合はその救出・支援を行う。

② 議員本人の被災状況確認、今後の連絡等のため、「安否確認表」(様式1)に基づき、本人の被災状況、連絡方法・連絡先をまず第一報として、メール、FAX、SNS等可能な方法により議会事務局へ連絡する。

その後、第二報として、「安否確認表」(様式1)をメール、FAX、SNS等可能な方法により議会事務局へ提出する。連絡設備等の損傷や通信インフラの途絶等のため、連絡が取れない場合、避難所又は区役所等の職員に対して、議会事務局に伝達するよう求めるなどの方法に努める。

また、自ら積極的に対象災害にかかる情報収集を行う。

③ 市民の安全確保や応急対応など、地域における活動に従事しつつ、対策会議からの連絡や市民からの要請に速やかに対応できるよう、連絡体制を常時確保し、自らの所在を明らかにしておく。参集依頼があった場合は、速やかに指定場所に参集する。

④ 必要に応じて、地域の被災情報を、対策会議に提供する。対策会議への地域の被災状況等の情報提供は、原則として、情報等報告書(様式2)を使用し、事務局へメール、FAX、SNS等可能な方法により行う。ただし、救命・救助に係る情報は消防本部に緊急通報(119番)するなど、緊急性の高い情報は、関係機関へ連絡する。

また、当局への要望についても、対策会議を通じて行う。

⑤ 対策会議から得た災害情報や支援情報等を、様々な方法により、市民に提供する。

⑥ 対象災害が会議(本会議・委員会)開催中に発生した場合は、議長、委員長(会長を含む。以下の項について同じ。)が、必要に応じ、会議を中断(暫時休憩)するとともに、議会事務局職員に対し避難誘導その他安全確保のための指示を行う。

状況に応じて、議会運営委員会または委員協議(又は予算・決算理事会)を開催し、今後の議事・審議日程等についての検討を行う。

また、対象災害が委員会視察中に発生した場合は、委員長が視察の継続の可否等について判断する。

(2) 議会事務局職員

- ① 速やかに自身等の安全確保を行った上で、被災者がいる場合はその救出・支援を行い、「堺市地域防災計画」における「職員動員計画」に基づく行動を行う。
- ② 事務局参集職員（市災害対策本部等の従事者、地区班員及び直近参集職員以外の議会事務局職員）は参集次第、以下の活動を行う。
 - ・ 議員、職員の安否確認
 - ・ 議長と副議長については電話により安否を確認し登庁を依頼
 - ・ 議会関係フロアの状況確認
 - 議事堂（以下「議場」という。）、委員会室、会派控室、執務室等の部屋や放送設備、パソコン、電話、FAX等の通信機器等
 - ・ 議員、職員の安否情報の議長への報告
 - ・ 対策会議設置について議長と調整
 - ・ 議会関係フロアの復旧と対策会議等の会議開催場所の確保
 - ・ 対策会議や議会運営委員会等の開催にかかる所属議員への連絡
 - ・ 市災害対策本部等、又は議員から入手した情報を対策会議の座長に報告し、その後の対応について協議
 - ・ 報道対応
 - ・ その他、対象災害対応に必要と認める活動
- ③ 状況に応じて、議会事務局職員が対象災害発生を議員に連絡することとする。
- ④ 対象災害の発生または議会事務局の連絡から 24 時間を経過しても連絡がない議員については、議会事務局から電話（固定・携帯）等で連絡し、本人の被災状況、連絡方法・連絡先を確認する。
- ⑤ 対象災害が会議（本会議・委員会）開催中に発生した場合は、議長、委員長長の指示に従い、傍聴者の避難誘導にあたる。それ以外の場合でも、議会フロアにいる市民の避難誘導にあたる。

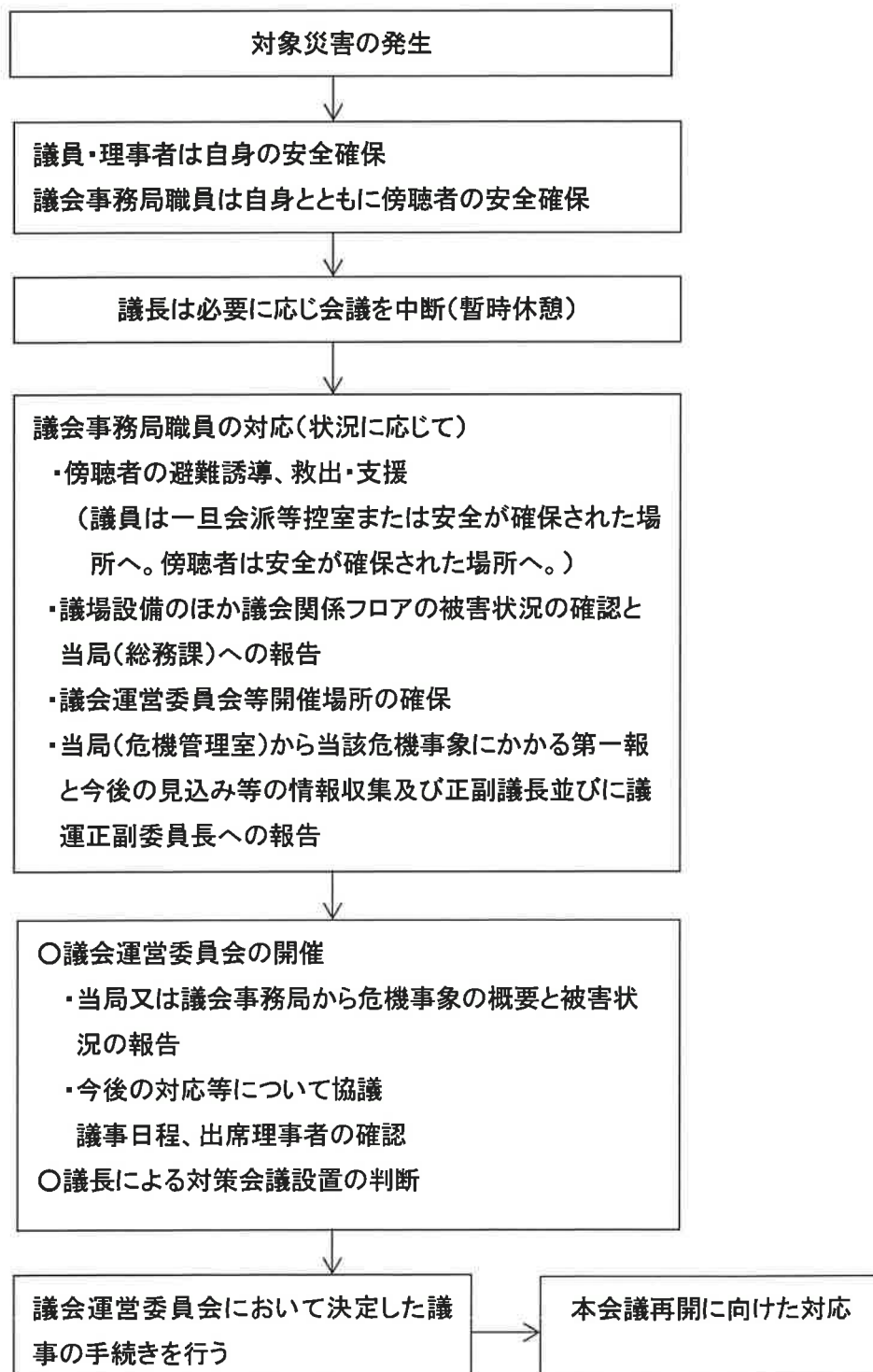
(3) 議員と対策会議、市災害対策本部等との情報伝達

- ① 本部員等の議会事務局職員が市災害対策本部等から収集した情報は、対策会議を通じて議員に伝達する。必要に応じて、危機管理室等当局の報告を求めることとする。
- ② 議員から収集した地域の災害情報や当局への要望については、対策会議において内容を精査し、本部員等の議会事務局職員を通じて市災害対策本部等に提供する。

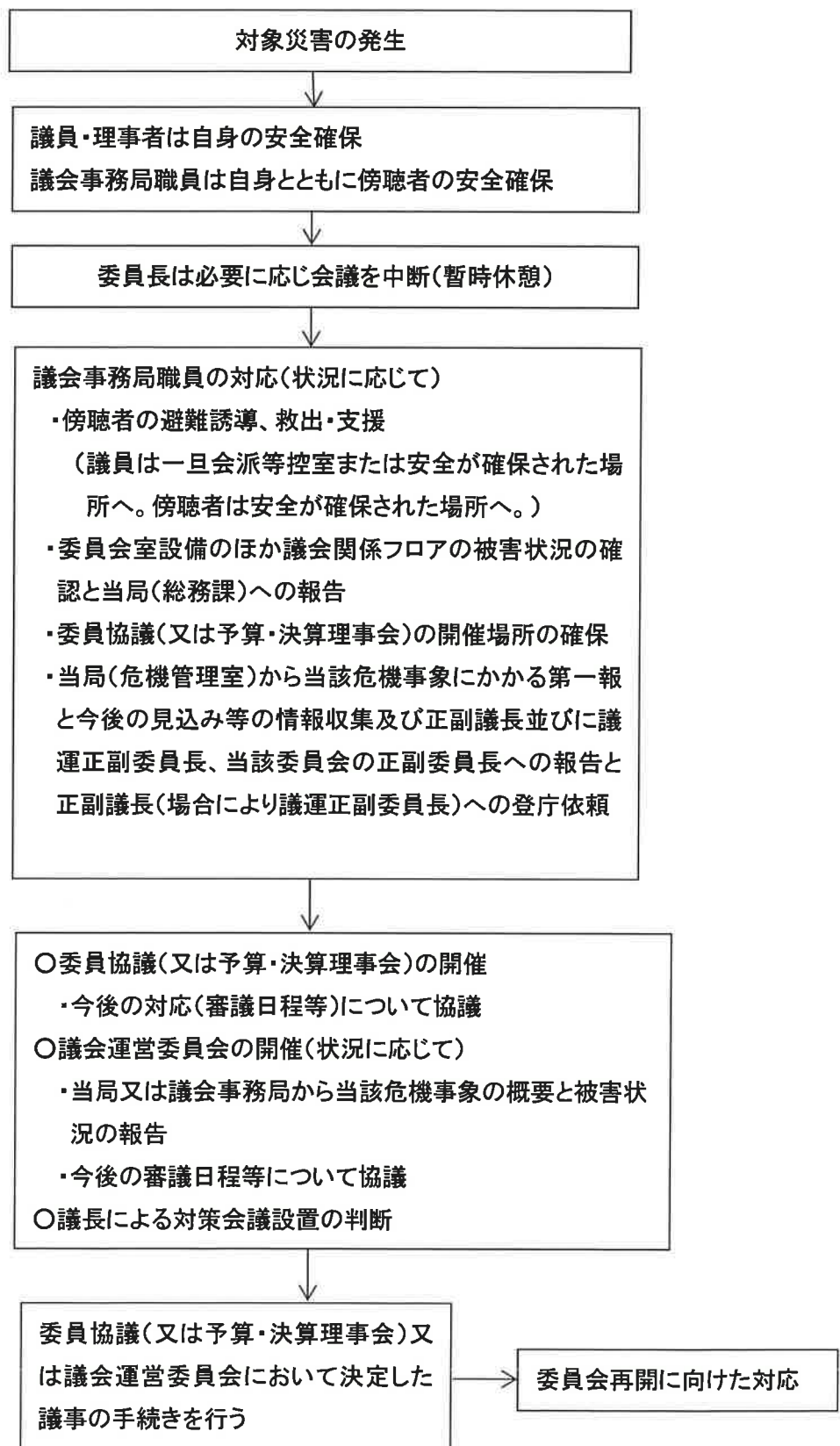
8 対象災害時の議会運営について(危機事象を含む)

(1) 開会中(会議開催中)に発生した場合

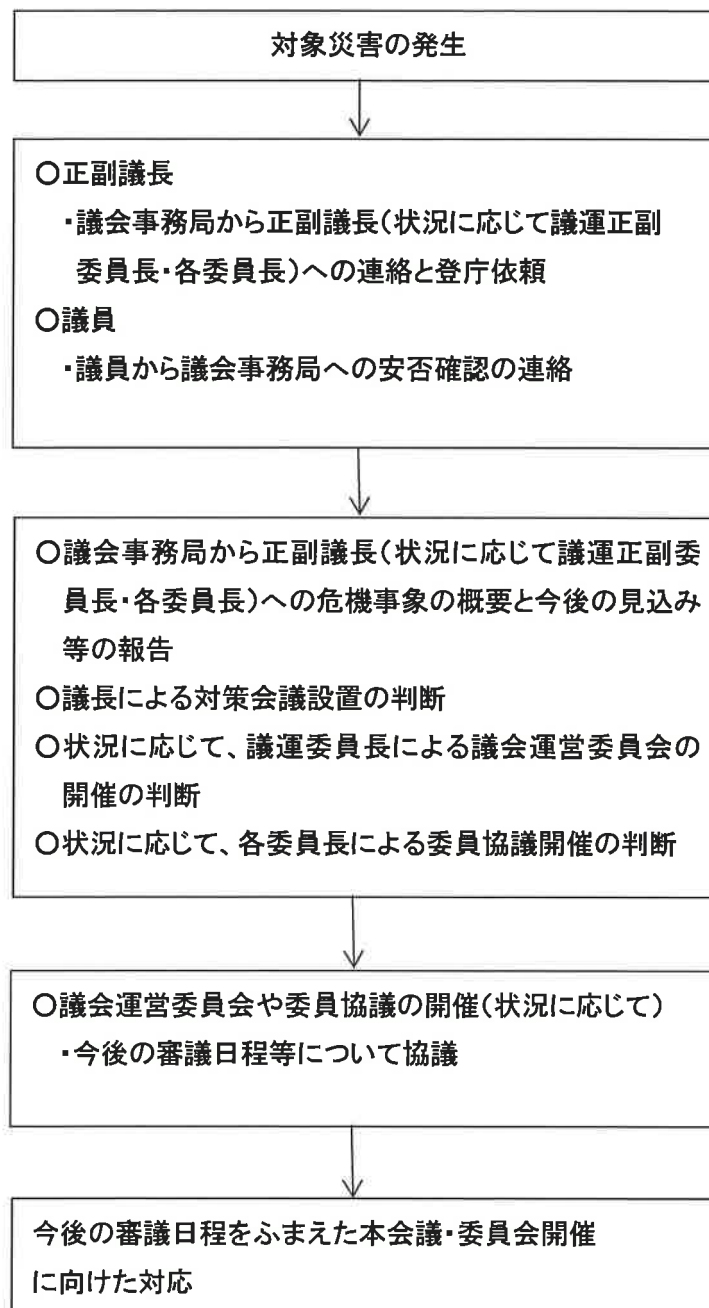
① 本会議



② 委員会



(2) 会期中の会議休会時又は閉会中に発生した場合



9 会議(本会議・委員会)開催に向けた具体的対応

- (1) 正副議長ともに事故がある場合
会期中の場合は、仮議長を選挙し議長の職務を行わせる。仮議長の選任方法は、議会運営委員会で申し合わせることにする。
※正副議長のいずれかが職務を行うことになれば、仮議長はその身分を失う。
- (2) 正副議長ともに欠けた場合
正副議長を選任する。
- (3) 正副委員長ともに事故がある場合
年長の委員が委員長の職務を行う。
- (4) 正副委員長ともに欠けた場合
正副委員長を選任する。
- (5) 定足数について
原則として、本会議、委員会とも定数の半数以上の議員（又は委員）の出席が必要である。
- (6) 出席理事者について
会議開会時の出席理事者について、当該理事者の被災状況や災害対応状況等を勘案のうえ、当局と調整しなければならない。
本会議において、局長級が出席できない場合は、部長級又は課長級の出席を検討する。委員会において、課長級が出席できない場合は、課長補佐級又は係長級の出席を検討する。
- (7) 音響、録音設備、議場・委員会室システム等が使用できない場合、下記の代替手段により対応する。
 - ・音響設備 小型アンプ（スピーカー）及びワイヤレスマイク
 - ・録音機器 ICレコーダー
 - ・録画機器 ビデオカメラ
 - ・時間計測 ストップウォッチ
 - ・残時間表示 残時間を表示したカード（残り15分等）を掲示

(8) インターネット中継が不可能な場合

速やかに回復に努めるが、インターネット中継機器が使用できない間は中継しないものとする。

(9) 議場が使用不可能な場合

市長の招集告示前に、対象災害等により議場の使用が不可能になった場合、市長が適当な場所を選定し告示する。また、招集告示後の場合は、議長が適当な場所を選定し告示する。

(10) 委員会室が使用不可能な場合

委員長が適当な場所を選定し開催通知に記載する。

(11) 議案審議の取扱いについて

① 会期中に対象災害が発生した場合

議案審議の日程等の調整（日程変更、審議終了、会期の短縮等）を行う。

② 閉会中に対象災害が発生した場合

臨時会又は定例会の招集時期、審議日程等について、調整を行う。また、市長の専決処分の報告をうける。

※議会運営については、地方自治法、堺市議会会議規則、堺市議会委員会条例等の規定に基づき、対応することとする。

10 その他の各種対応について

(1) 他の計画等との関係

- ① 堺市業務継続計画との整合性を図る。
- ② 議会事務局の危機管理マニュアルの内容は、議会BCPの内容を踏まえたものとする。

(2) 非常用食料・飲料水

対象災害の発災後、状況等により、議会関係フロアにおいて継続的に業務に従事することが考えられるため、物資の流通が軌道に乗るまでの約3日間においては、議員と議会事務局職員用非常用食料・飲料水の確保に努めるものとする。

(3) 連絡方法

対象災害発生時には、利用の集中による通信の途絶や設備・機器のトラブルによる通信障害の発生等、通信環境が悪化する可能性が高いため、予め複数の連絡方法・連絡先を準備しておく。

(4) 参集方法

対象災害発生時の交通機関や道路の状況を予想して、予め参集方法・経路等を準備、想定しておく。

(5) 服装及び携行品

議会BCPに係る市議会としての会議又は事務に従事する時は、活動に支障のない服装を基本とし、各自の判断でヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ等を携行する。

(6) 研修及び訓練

議会BCPの実効性をより高め、議員及び議会事務局職員の防災意識の向上を図るため、災害対応についての研修会、又は議会BCPをふまえた訓練(図上訓練等)を適宜実施するものとする。

(7) 議会BCPの見直し

議会は、新たな課題や状況の変化等を検証し、適宜、内容の見直しを行っていくものとする。

安否確認表

議員氏名			
報告日時	月 日	月 日	日
	時 間	時	分

内容確認者			
確認日時	月 日	月 日	日
	時 間	時	分

議員本人の 被災状況	被災	有 : 重体 重症 軽傷 その他()
		無
所在地	自宅	
	自宅外	場 所()
連絡先 電話・FAX・メール アドレス	本人	事務局届出先 事務局届出以外()
	家族	議員と連絡がとれない場合、家族等の氏名・連絡先を記入
参集の可否	可 : 否	
参集可能な 時期		
その他		

議会事務局 総務課

FAX

メールアドレス

TEL

072-228-7881

giso@city.sakai.lg.jp

072-228-7811

情報等報告書

議員氏名			
発信日時	月 日	月 日	
	時 間	時 分	

受信者			
受信日時	月 日	月 日	
	時 間	時 分	

発生場所 (地域)	校区・自治会	校区	自治会
	住所又は名称		
概要			
対応状況			
要望等			

議会事務局 総務課

FAX

072-228-7881

メールアドレス

giso@city.sakai.lg.jp

TEL

072-228-7811

資料3 業務継続にかかると事項一覧

発災からの経過	議会・対策会議	議員	議会事務局職員
直後	<p>※対象災害が会議（本会議・委員会）開催中に発生した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、会議を中断（暫時休憩） <p>※対象災害が委員会視察中に発生した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員長が視察の継続の可否等についての判断 	<ul style="list-style-type: none"> ○自身等の安全確保 ○被災者の救出・支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○「堺市地域防災計画」における「職員動員計画」に基づく行動
～6時間	<p>※状況に応じて、議会運営委員会または委員協議（又は予算・決算理事会）を開催</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○議会事務局へ安否報告連絡体制の確保 ○市民の安全確保や応急対応などの地域活動 ○災害にかかると情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ○議員、職員の安否確認 <ul style="list-style-type: none"> ・議長と副議長については事務局からの電話により確認 ・議員からの安否報告の取りまとめ ・状況に応じて議会事務局から対象災害発生を旨を議員に連絡 ○議会関係フロア（設備・機器等を含む）の状況確認 <p>※状況に応じて、議会運営委員会または委員協議（又は予算・決算理事会）等の開催場所の確保</p>

発災からの経過	議会・対策会議	議員	議会事務局職員
6～24 時間	<p>○対策会議の設置</p> <p>○対策会議開催の招集</p>	<p>○災害にかかる情報収集</p> <p>○地域の被災情報等の対策会議への提供</p>	<p>○議員、職員の安否情報の議長への報告</p> <p>○対策会議設置について議長と調整</p> <p>○議会関係フロア（設備・機器等を含む）の復旧と対策会議等の場所の確保</p> <p>○対策会議の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策会議にかかる所属議員への連絡 ・災害関係情報や当局への要望の集約と対策会議座長への報告
24～48 時間	<p>○対策会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害関連情報の議員への伝達 ・地域の被災情報や当局への要望についての精査と市災害対策本部等への提供 	<p>○災害にかかる情報収集</p> <p>○地域の被災情報等の対策会議への提供</p> <p>○参集依頼があった場合は、速やかに指定場所へ参集</p>	<p>○対策会議の開催</p> <p>○安否連絡がない議員について、議会事務局から連絡</p> <p>○議会関係フロア（設備・機器等を含む）の復旧</p> <p>○報道対応</p>

発災からの経過	議会・対策会議	議員	議会議務局職員
48～72 時間	<p>○対策会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害関連情報の議員への伝達 ・地域の被災情報や当局への要望についての精査と市災害対策本部等への提供 	<p>○災害にかかる情報収集</p> <p>○地域の被災情報等の対策会議への提供</p> <p>○対策会議からの情報の市民への提供</p> <p>○参集依頼があった場合は、速やかに指定場所へ参集</p>	<p>○対策会議の準備と開催</p> <p>○議会関係フロア（設備・機器等を含む）の復旧</p> <p>○報道対応</p>
3～7 日	<p>○対策会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害関連情報の議員への伝達 ・地域の被災情報や当局への要望についての精査と市災害対策本部等への提供 <p>○会議（本会議・委員会）開催に向けた準備</p>	<p>○災害にかかる情報収集</p> <p>○地域の被災情報等の対策会議への提供</p> <p>○対策会議からの情報の市民への提供</p> <p>○参集依頼があった場合は、速やかに指定場所へ参集</p>	<p>○対策会議の準備と開催</p> <p>○議会関係フロア（設備・機器等を含む）の復旧</p> <p>○会議（本会議・委員会）開催に向けた準備</p> <p>○報道対応</p>

発災からの経過	議会・対策会議	議員	議会議務局職員
7日～1か月	<p>○対策会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害関連情報の議員への伝達 ・地域の被災情報や当局への要望についての精査と市災害対策本部等への提供 <p>○会議（本会議・委員会）開催に向けた準備</p> <p>○状況に応じて議会運営委員会・委員協議を開催</p> <p>○会議（本会議・委員会）の開催</p>	<p>○災害にかかる情報収集</p> <p>○地域の被災情報等の対策会議への提供</p> <p>○対策会議からの情報の市民への提供</p> <p>○参集依頼があった場合は、速やかに指定場所へ参集</p>	<p>○対策会議の準備と開催</p> <p>○議会関係フロア（設備・機器等を含む）の復旧</p> <p>○会議（本会議・委員会）開催に向けた準備</p> <p>○状況に応じて議会運営委員会・委員協議の開催にかかる所属議員への連絡</p> <p>○会議（本会議・委員会）の開催にかかる所属議員への連絡</p> <p>○報道対応</p>
1か月～	<p>○通常の議会体制</p> <p>○対策会議業務の引き継ぎ</p>	<p>○通常の議会体制</p>	<p>○通常の議会体制</p> <p>○対策会議業務の引き継ぎ</p>